

Actus Newsletter

所得拡大促進税制について



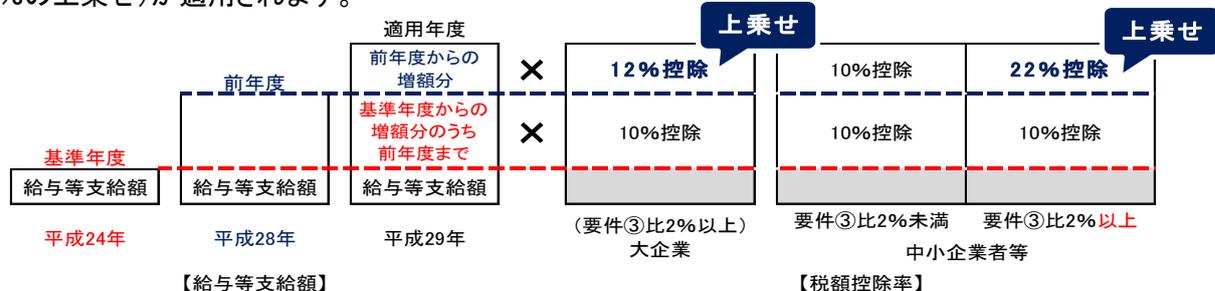
所得拡大促進税制は、従業員の給与をアップすると税額控除が受けられる制度です。平成29年度の税制改正で、従業員に支給する給与の前年比が高いと税額控除を上乗せで受けられるなど賃上げを行う企業に対して更なる優遇を行う改正が行われました。働き方改革におきましても、賃金の引き上げは課題の一つであり、特に中小企業に対しては、この税制を活用しての支援を強化しております。

■所得拡大促進税制の概要

青色申告書を提出している法人等が、従業員への給与等支給額(役員等に対する給与や退職金は除く)を増加させ、以下の3つの要件を満たした場合、基準年度である平成24年度からの給与等支給額の増加額に対して、10%+ α の税額控除(※控除限度額)の適用を受けることが出来る制度です。

【上乗せのポイント】 要件③の平均給与等支給額が、前年度比2%以上増加で上乗せになる！

要件③の平均給与等支給額の前年度に対する賃上げ率が2%以上の場合には、前年度の給与等支給額からの増加分に対しては、大企業は12%の税額控除(2%上乗せ)、中小企業者等については22%の税額控除(なんと12%の上乗せ)が適用されます。



■所得拡大促進税制の適用要件

【要件①】 給与等支給額が基準年度と比べて大企業は5%以上、中小企業者等は3%以上増加していること

平成29年度に適用を受けようとする場合、平成29年度の給与等支給額が、基準年度(平成24年度)の給与等支給額に比べ、大企業は5%以上、中小企業者等は3%以上増加している必要があります。



【要件②】 給与等支給額が前年度の給与等支給額以上であること

前年度(平成28年度)の給与等支給額より1円以上多く支給している必要があります。

【要件③】 平均給与等支給額が前年度の平均給与等支給額を超えること

一人あたりの平均給与等支給額(算式参照)が、前年度の平均給与等支給額に比べて上まわっている必要があります。中小企業者等は、適用年度の平均給与等支給額が前年度を超えていれば要件を満たしますが、大企業は、前年度比2%以上の増加が要件となります。上乗せのポイントのところ、前年度比2%以上で上乗せといいましたが、大企業については、実は要件③のクリアのために、前年度比2%増加が必要になります。

《平均給与等支給額》

$$\frac{\text{継続雇用者に対する給与等支給額}}{\text{月別支給人数の年間合計}} = \text{平均給与等支給額 (A)}$$

《前年度比の要件》

【大企業】 前年度のA × 102% ≤ 適用年度のA

【中小企業者等】 前年度のA < 適用年度のA

※控除限度額：大企業(中小企業者等以外)は法人税額の10%が上限です。中小企業者等(資本金1億円以下など一定の要件を満たす法人等)は法人税額の20%が上限です。

Q1. 所得拡大促進税制の適用を受けるために事前に税務署への届出等必要な手続きはありますか？

- A この制度の適用を受けるにあたって、申告より前に何か手続きを行う必要はありません。ただし、この制度の適用を受けるためには、法人税の確定申告書等に、税額控除の対象となる雇用者給与等支給増加額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります。

Q2. 雇用関係の助成金と所得拡大促進税制を同一年度に併用できますか？

- A 各種の助成金とこの制度を同一年度で併用することは可能です。
ただ、雇用者給与等支給額ほか各要件の支給額には、その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額は含まれないため、実際支給額から助成金の受取額を控除して、各金額の計算を行うこととなります。

Q3. 要件③の平均給与等支給額の対象となる継続雇用者に対する給与とは？

- A 継続雇用者に対する給与とは、適用年度とその前年度で、雇用保険の一般被保険者として給与等の支払いを受けた者に対する給与（継続雇用制度の対象者として支払いを受けた者の給与を除く。）のことをいいます。継続雇用者は、以下のケース①、③、⑤に該当する雇用保険の一般被保険者が該当しますので、これらの者に対する給与と月別の人数を賃金台帳等から集計する必要があります。

パターン	前事業年度	適用事業年度	判定
ケース①	在籍	在籍	継続雇用者
ケース②	—	入社	分子分母に含めず
ケース③	入社	在籍	継続雇用者
ケース④	退職	—	分子分母に含めず
ケース⑤	在籍	退職	継続雇用者
ケース⑥	定年	継続雇用制度	全て分子分母に含めず

Q4. 3月決算法人です。これから適用要件を満たすためには何をすればいいのでしょうか？

- A これから、適用要件を満たすには、定期賞与を増額する方法や、決算賞与を支給する方法が考えられます。決算月の3月末までに賞与の支給が完了している場合には問題ありませんが、本税制の対象となる給与等は、法人税の損金に算入される給与や賞与が対象となります。したがって、決算時の賞与が未払となる場合には、「未払賞与の損金算入」の一定の要件を満たす必要があるため注意が必要です。
なお、給与を増額すると、利益が減少し法人税額も減少することとなります。給与等支給額を増額させたにも関わらず、法人税額の10%又は20%の上限により、思ったほどの効果が得られない可能性があります。そのため、所得拡大税制のシュミレーションは、決算予測や納税予測とともに行う事が重要です。

Q5. 平成30年度の税制改正で期限の延長はされるのでしょうか。

- A 所得拡大促進税制は、平成30年3月31日までに開始する事業年度で適用期限が終了となりますが、平成30年度の税制改正で適用期限を延長することが要望されています。また、人材投資（教育訓練費）に積極的に取り組む企業に対する支援を強化するため、①教育訓練費の伸び率に応じた税額控除率を拡大、中小企業について、②外部中核人材の登用等の人材投資への支援、③生産性の低い業種の賃上げに対して重点的な支援が要望されています。



アクタス税理士法人
アクタスマネジメントサービス㈱

【 URL 】 <http://www.actus.co.jp>

【 MAIL 】 info@actus.co.jp

【赤坂】〒107-0052 東京都港区赤坂3-2-12 赤坂NOAビル6F
TEL:03-3224-8888 FAX:03-5575-3331

【立川】〒190-0012 東京都立川市曙町2-34-13 オリピック第3ビル5F
TEL:042-548-8001 FAX:042-548-8002

【荒川】〒116-0002 東京都荒川区荒川3-21-2-105
TEL:03-3802-8101 FAX:03-3805-2070

【大阪】〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-9-1 肥後橋センタービル7F
TEL:06-6449-8682 FAX:06-6449-8683